

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）

（禁止行為）

第十三条（略）

2（略）

3 旅行業者等又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行業務に関連して次に掲げる行為を行つてはならない。

一（略）

二 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあつせんし、又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること。

三・四（略）

旅行業法施行要領（平成十七年国総旅振第三百八十六号）（抄）

第十五 その他

1 禁止行為（法第十三条）

1）（略）

2） 法第十三条第三項の規定は、白ナンバーの貸切バス営業、無資格者による有償通訳ガイド行為等我が国における法令に違反するサービスの提供等のあつせんにも適用がある。

3）（略）